

○船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）抄
 注：上記告示中、第十四条及び別表第十三を抜粋して掲載。掲載内容に係る最終改正は、
 令和六年十二月二十七日国土交通省告示第千三百九十号。

第十四条 規則第十三条の告示で定める危険物は、別表第十三の品名の欄に掲げるものとする。

- 2 規則第十三条の告示で定める積載方法は、別表第十三の積載の方法の欄に掲げる積載方法とする。
- 3 規則第十三条第三項の告示で定めるものは、別表第十三の品名の欄に掲げる物質であつて、肩文字「*」が付されているものとする。
- 4 規則第十三条第四項の告示で定めるものは、別表第十三の品名の欄に掲げる物質であつて、肩文字「**」が付されているものとする。

別表第13（第14条関係）

危 分 類	危険物		積載の方法
	品名		
	日本語名	英語名	
可燃性物質	アルミニウムフェロシリコン粉末 UN1395	ALUMINIUM FERROSILICON POWDER UN1395	一 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で3日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。 八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 九 自蔵式呼吸具を2組以上備えること。 十 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。 十一 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 十二 積載場所の水素、リン化水素、ヒ化水素及びシランの濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十三 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 十四 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。

<p>アルミニウムシリコン粉末（表面を被覆していないもの） UN1398</p>	<p>ALUMINIUM SILICON POWDER, UNCOATED UN1398</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において船積みをしなないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で3日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。 八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 九 自蔵式呼吸具を2組以上備えること。 十 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。 十一 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 十二 貨物から発生する水素、リン化水素及びヒ化水素その他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十三 積載場所の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十四 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 十五 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
<p>アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。） UN3170</p>	<p>ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS or ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTS UN3170</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしなないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で3日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。 八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 九 自蔵式呼吸具を2組以上備えること。

		<p>十 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。</p> <p>十一 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。</p> <p>十二 貨物から発生する水素、アンモニア及びアセチレンその他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>十三 積載場所の水素、アンモニア及びアセチレンの濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十四 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p> <p>十五 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。</p>
<p>コプラ（乾燥したもの） UN1363</p>	<p>COPRA (dry) UN1363</p>	<p>一 燃料油タンクその他の加熱面に隣接して積載しないこと。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次の事項を確認すること。</p> <p>イ 貨物が1ヶ月以上外気にさらしたものであること。</p> <p>ロ 貨物の水分が5%以下であること。</p> <p>八 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>九 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。</p> <p>十 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>十一 航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。</p>
<p>フェロシリコン UN1408（ケイ素の含有率が30質量%以上90質量%未満のもの）（ブリケットを含む。）</p>	<p>FERROSILICON UN1408 with 30% or more but less than 90% silicon (including briquettes)</p>	<p>一 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で3日以上</p>

		<p>外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。</p> <p>八 自蔵式呼吸具を2組以上備えること。</p> <p>九 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>十 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。</p> <p>十一 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。</p> <p>十二 通風装置の排気口及び積載場所に隣接する区画の空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十三 航海中、前号の濃度を少なくとも1日に3回計測し、計測記録を船内に保管すること。</p> <p>十四 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>十五 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。</p> <p>十六 携帯型の照明は、防爆型のものであること。</p> <p>十七 陸揚げ前及び陸揚げ後から清掃前までの間に、積載場所の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測すること。</p> <p>十八 積載場所で作業を行う場合、水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を30分おきに計測すること。</p> <p>十九 積載場所の空気中のリン化水素濃度が0.3ppm、ヒ化水素濃度が0.05ppmを超えた場合、又は酸素濃度が18%未満になった場合は、当該場所への立入りを禁止すること。</p> <p>二十 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。</p>
<p>切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793 (自己発熱しやすい形状のもの)</p>	<p>FERROUS METAL BO RINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUT TINGS UN2793 in a form liable to self-heating</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 航海開始前、貨物を転圧すること。</p> <p>七 積載場所を清掃し、残滓（サイドスパーリングその他の取り外し可能な部位を含む。）を除去すること。</p> <p>八 船積み前及び船積み中、貨物の温度を計測すること。</p>

		<p>九 船積み前、貨物の温度が摂氏55度以下であることを確認すること。</p> <p>十 船積み中、積載場所の貨物の表面温度が摂氏90度を超えた場合には、船積みを中止し、当該貨物の温度が摂氏85度以下になるまで船積みを開しないこと。</p> <p>十一 航海開始前、積載された貨物の温度が摂氏65度未満であり、当該貨物の温度が8時間以上上昇がないことを確認すること。</p> <p>十二 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十三 航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。</p> <p>十四 前号の計測は積載場所に立ち入ることなく実施すること。ただし、自蔵式呼吸具を2組以上船舶に備えている場合は、この限りでない。</p> <p>十五 陸揚げ時には、自蔵式呼吸具を装着した訓練された者、又は当該呼吸具と同等の機能を有する呼吸具を装着した者以外の積載場所への立入りを禁止すること。</p> <p>十六 前号の立入りは、通風を行った後に行うこと。</p> <p>十七 陸揚げ後、残渣を洗い流す前、積載場所の内底板及びビルジウエルから、漏れた油を取り除くこと。</p>
<p>酸化鉄（使用済みのもの） UN1376（石炭ガス精製過程から生じたもの） [海綿鉄（使用済みのもの） UN1376（石炭ガス精製過程から生じたもの）]</p>	<p>IRON OXIDE, SPENT or IRON SPONGE, SPENT UN1376 obtained from coal gas purification</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、貨物が冷却され、かつ、8週間以上外気に通じたものであることを確認すること。</p> <p>八 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>九 積載場所の酸素及びシアン化水素の濃度を計測するための機器（空气中に酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p>
<p>硫化金属精鉱（自己発熱特性を有するもの）*、** UN3190</p>	<p>METAL SULPHIDE CONCENTRATES, SELF-HEATING UN3190</p>	<p>一 食料及び腐食性物質と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、</p>

		<p>雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>五 船積み前及び船積み中、貨物の温度を計測すること。</p> <p>六 船積み前、貨物の温度が摂氏55度以下であることを確認すること。</p> <p>七 積載場所に立ち入ることなく、貨物の温度を摂氏0度から100度までの範囲で計測できるようにすること。</p> <p>八 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度を計測すること。</p> <p>九 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>十 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>十一 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>十二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>十三 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十四 航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。</p> <p>十五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>十六 積載場所の酸素及び貨物から発生する気体（毒物のものに限る。）並びに混合気体の濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十七 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p>
<p>シードケーキ (a) UN1386 (圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が10質量%を超えるもの又は油と水分の含有率の合計が20質量%を超えるものに限る。)</p>	<p>SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (a) mechanically expelled seeds, containing more than 10% of oil or more than 20% of oil and moisture combined</p>	<p>一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>六 船積み前、貨物の温度が周囲温度に10度加えた温度又は摂氏55度のいずれか低い方の温度より低いことを確認すること。</p> <p>七 船積み前、貨物を養生すること。</p> <p>八 航海中は貨物の温度を定期的計測し、記録すること。</p>

		<p>。</p> <p>九 貨物の温度が摂氏55度以上の場合、通風しないこと。</p> <p>十 前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。</p> <p>十一 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。</p> <p>十二 航海中、積載場所を機械式通風装置により通風しないこと。</p> <p>十三 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>十四 前各号の規定にかかわらず、船積み地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、次欄に掲げる要件に従い運送することができる。</p>
<p>シードケーキ (b) UN1386 (溶剤抽出法又は圧搾法により採油された後の種子であって、油の含有率が10質量%以下のもの又は油と水分の含有率が20質量%以下(水分含有率が10質量%を超える場合に限る。)のものに限る。)</p>	<p>SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (b) solvent extraction and expelled seeds, containing not more than 10% of oil and when the amount of moisture is higher than 10%, not more than 20% of oil and moisture combined</p>	<p>一 積載場所と機関室の間の隔壁がA60級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で3m以上離して積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 貨物は可燃性の溶剤を十分除去したものであること。</p> <p>七 船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、油分及び水分の数値を確認すること。</p> <p>八 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>九 船積み前、貨物を養生すること。</p> <p>十 航海中、貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。</p> <p>十一 貨物の温度が摂氏55度以上の場合、通風しないこと。</p> <p>十二 前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。</p> <p>十三 前号の規定にかかわらず、溶剤蒸気への着火の危険がある場合には、火災が明らかになるまで、炭酸ガスその他不活性ガスの使用を禁止すること。</p> <p>十四 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。</p> <p>十五 積載期間が5日を超える場合には、積載場所には、炭酸ガスその他不活性ガスを注入するための設備を備えること。</p> <p>十六 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。</p> <p>十七 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された</p>

		<p>場所に積載すること。</p> <p>十八 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。</p> <p>十九 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>二十 積載場所のハッチは風雨密であること。</p>
シードケーキ UN2217 (油の含有率が1.5質量%以下で水の含有率が11質量%以下のものに限る。)(採油後の大豆かすであって、油の含有率が1.5質量%以下で水の含有率が11質量%以下であり、かつ、引火性溶剤を含有しないものを除く。)	SEED CAKE UN2217 with not more than 1.5% oil and not more than 11% moisture	<p>一 積載場所と機関室の間の隔壁がA60級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で3m以上離して積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 貨物は可燃性の溶剤を十分除去したものであること。</p> <p>七 船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、油分及び水分の数値を確認すること。</p> <p>八 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>九 航海中、貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。</p> <p>十 貨物の温度が摂氏55度以上の場合、通風しないこと。</p> <p>十一 前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。</p> <p>十二 前号の規定にかかわらず、溶剤蒸気への着火の危険がある場合には、火災が明らかになるまで、炭酸ガスその他不活性ガスの使用を禁止すること。</p> <p>十三 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。</p> <p>十四 積載期間が5日を超える場合には、積載場所には、炭酸ガスその他不活性ガスを注入するための設備を備えること。</p> <p>十五 積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止すること。</p> <p>十六 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>十七 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。</p> <p>十八 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>十九 積載場所のハッチは風雨密であること。</p>
硫黄 UN1350 (粉砕された塊及び粗粒)	SULPHUR UN1350 (crushed lump and coarse grained)	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>四 積載場所の内底板の腐食を防止するための措置をとる</p>

		<p>こと。</p> <p>五 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>六 積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。</p> <p>七 貨物が硫黄華（硫黄の微粉のみで構成される物質）に該当しないことを確認すること。</p> <p>八 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>九 積載場所のビルジは定期的に排出すること。</p> <p>十 積載場所及び貨物（当該貨物の粉じんを含む。）に接触したおそれのある構造物の掃き掃除を禁止すること。</p> <p>十一 積載場所及び貨物（当該貨物の粉じんを含む。）に接触したおそれのある構造物は、清水で洗い流した後、乾燥させること。</p> <p>十二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>
	<p>亜鉛灰 UN1435 [5] [亜鉛残渣 UN1435] [亜鉛滓 UN1435]</p> <p>ZINC ASHES UN1435</p>	<p>一 食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 船積み前、船長は、貨物が濡れたことがないことを確認すること。</p> <p>八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p> <p>九 積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。</p> <p>十 陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。</p> <p>十一 積載場所の水素濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十二 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p> <p>十三 陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。</p>
酸性	<p>硝酸アルミニウム UN1438</p> <p>ALUMINIUM NITRATE UN1438</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p>

物質			<p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p>
	<p>硝酸アンモニウム UN1942（可燃性の物質（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.2質量%以下のものであって、他の添加物を含まないものに限る。）</p>	<p>AMMONIUM NITRATE UN1942 with not more than 0.2% total combustible material, including any organic substance, calculated as carbon to the exclusion of any other added substance</p>	<p>一 積載場所に熱源又は発火源を置かないこと。</p> <p>二 可燃性物質（液体のものに限る。）、塩素酸塩、塩化物、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過マンガン酸塩及び綿その他の繊維状の物質と、一船倉又は一区画以上離して積載すること。</p> <p>三 前号の物質以外の物質と、同一の船倉又は区画に積載しないこと。</p> <p>四 積載場所と機関室の間の隔壁がA60級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で3m以上離して積載すること。</p> <p>五 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>六 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>七 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>八 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>九 燃料タンクに隣接して積載しないこと。ただし、積載中、当該タンクを加熱しない場合においてはこの限りでない。</p> <p>十 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>十一 船積み前、貨物の温度が摂氏40度以下であることを確認すること。</p> <p>十二 船積み前、船長は、船積みに適した貨物であることを確認すること。</p> <p>十三 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>十四 船積み中、燃料油の補給を禁止すること。</p> <p>十五 船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。</p> <p>十六 貨物の固定及び保護のための設備として可燃物を可能な限り使用しないこと。</p> <p>十七 荷役作業中、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。</p> <p>十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p> <p>十九 積載場所及び当該場所に近接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>二十 積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。</p>

		<p>二十一 積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。</p> <p>二十二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>二十三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>二十四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>二十五 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>二十六 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>二十七 航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。</p> <p>二十八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>二十九 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
<p>硝酸アンモニウム系肥料 UN2067 (地方運輸局長が承認したものに限る。)</p>	<p>AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2067</p>	<p>一 可燃性物質、臭素酸塩、塩素酸塩、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、金属粉又は綿その他の植物繊維状の物質と、一船倉又は一区画以上離して積載すること。</p> <p>二 前号の物質以外の物質と、別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>三 熱源若しくは発火源と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>四 燃料油タンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合は、この限りでない。</p> <p>五 積載場所と機関室の間の隔壁がA60級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で3m以上離して積載すること。</p> <p>六 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>七 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>八 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>九 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>十 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>十一 船積み前、貨物の温度が摂氏40度以下であることを確認すること。</p> <p>十二 船積み前、船長は、船積みに適した貨物であることを確認すること。</p> <p>十三 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>十四 船積み中、燃料油の補給を禁止すること。</p>

		<p>十五 船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。</p> <p>十六 貨物の固定及び保護のための設備として可燃物を可能な限り使用しないこと。</p> <p>十七 荷役作業中、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。</p> <p>十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p> <p>十九 積載場所及び当該場所に近接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>二十 積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>二十一 積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。</p> <p>二十二 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>二十三 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>二十四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>二十五 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>二十六 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>二十七 航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。</p> <p>二十八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>二十九 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
<p>硝酸バリウム UN1446</p>	<p>BARIUM NITRATE UN1446</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>四 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>六 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>七 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p>
<p>硝酸カルシウム</p>	<p>CALCIUM NITRATE</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p>

UN1454 (主として硝酸カルシウム・硝酸アンモニウム複塩からなる硝酸カルシウム肥料であつて、全硝酸アンモニウム量が10質量%以下であり、かつ、結晶水の含有率が12質量%以上のものを除く。)	UN1454	<ul style="list-style-type: none"> 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 貨物を可燃物と隔離して積載すること。 七 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九 航海中、積載場所を通風しないこと。 十 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
硝酸鉛 UN1469	LEAD NITRATE UN1469	<ul style="list-style-type: none"> 一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において船積みをしていないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 九 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
硝酸マグネシウム UN1474	MAGNESIUM NITRATE UN1474	<ul style="list-style-type: none"> 一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
硝酸カリウム UN1486	POTASSIUM NITRATE UN1486	<ul style="list-style-type: none"> 一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七 航海中、積載場所を通風しないこと。 八 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
硝酸ナトリウム UN1498	SODIUM NITRATE UN1498	<ul style="list-style-type: none"> 一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。

		<p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>八 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>	
硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物 UN1499	SODIUM NITRATE AND POTASSIUM NITRATE MIXTURE UN1499	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>四 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>七 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>八 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>九 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p>	
腐食性物質	硫化金属精鉱（腐食性を有するもの）*、**UN1759	METAL SULPHIDE CONCENTRATES, CORROSIVE UN1759	<p>一 自然発火性物質及び腐食性物質に該当するものとして、別表第十五の規定により隔離すること。</p> <p>二 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>四 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>六 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空气中の酸素濃度を計測すること。</p> <p>七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>八 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p>

			<p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。</p> <p>九 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。</p> <p>十 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>十一 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>十二 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>十三 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>十四 積載場所の酸素及び貨物から発生する気体（毒物のものに限る。）並びに混合気体の濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。</p> <p>十五 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。</p> <p>十六 陸揚げ後、積載場所を洗い流し、かつ、乾燥させること。</p>
有害性物質	硝酸アンモニウム系肥料 UN2071	AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2071	<p>一 可燃性物質、臭素酸塩、塩素酸塩、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩、金属粉又は綿その他の植物繊維状の物質と、一船倉又は一区画以上離して積載すること。</p> <p>二 前号の物質以外の物質と、別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>三 熱源若しくは発火源と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>四 燃料油タンク又は燃料油管に隣接しないよう、積載すること。ただし、摂氏50度を超えないよう温度管理がなされている場合は、この限りでない。</p> <p>五 積載場所と機関室の間の隔壁がA60級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で3m以上離して積載すること。</p> <p>六 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>七 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。</p> <p>八 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>九 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>十 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>十一 貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。</p> <p>十二 船積み中、燃料油の補給を禁止すること。</p> <p>十三 船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く</p>

		<p>。) における燃料油の移送を禁止すること。</p> <p>十四 貨物の固定及び保護のための設備として可燃物を可能な限り使用しないこと。</p> <p>十五 貨物の自然分解の速度が0.25m/h以下であること。</p> <p>十六 荷役作業中、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。</p> <p>十七 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p> <p>十八 積載場所及び当該場所に近接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。</p> <p>十九 積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>二十 積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。</p> <p>二十一 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>二十二 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>二十三 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>二十四 航海中、積載場所を通風しないこと。</p> <p>二十五 積載場所のハッチは風雨密であること。</p> <p>二十六 航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。</p> <p>二十七 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。</p> <p>二十八 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p>
<p>ヒマの実（危険性がないように十分な熱処理を施したものを除く。） U N2969</p>	<p>CASTOR BEANS UN2 969</p>	<p>一 食料及び腐食性物質と、別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 特貨則第十五条の四の規定にしたがって荷繰りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>七 陸揚げ後、十分に清掃し、貨物の残渣を洗い流すこと。</p>

<p>電気炉系ダスト (造粒されたもの))*、**</p>	<p>ELECTRIC ARC FURNACE DUST, PELLETIZED</p>	<p>一 食料及び腐食性物質（酸に限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 特貨則第十五条の四の規定にしたがって荷練りすること。 五 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。 六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 九 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十 陸揚げ後、十分に清掃し、貨物の残渣を洗い流すこと。 十一 清掃中、貨物の粉じんの発生を防止するための措置をとること。 十二 貨物の残渣はすべて取り除き、適切に廃棄その他の適切な措置をとること。</p>
<p>魚粉（安定化されているもの）（抗酸化剤入りのもの）) UN2216</p>	<p>FISH MEAL (FISH SCRAP), STABILIZED UN2216 Anti-oxidant treated</p>	<p>一 自然発火性物質に該当するものとして、別表第十五の規定により隔離すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 特貨則第十五条の四の規定に従って荷練りすること。</p>

		<p>七 船積み前、貨物の温度が摂氏35度以下又は周辺温度に5度を加えた温度以下であることを確認すること。</p> <p>八 船積み前、抗酸化剤の添加その他の貨物の安定化のための措置を講じること。</p> <p>九 船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより水分その他の貨物に関する情報を確認すること。</p> <p>十 積載場所の空気中の酸素濃度を計測する機器を船舶に備えること。</p> <p>十一 貨物の表層以外の通風をしないこと。</p> <p>十二 貨物の温度が摂氏55度以上の場合、通風しないこと。</p> <p>十三 前号の措置にもかかわらず、自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。</p> <p>十四 航海中、貨物を低温で乾燥した状態に保つこと。</p> <p>十五 航海中、貨物の温度を1日に3回計測し、計測記録を船内に保管すること。</p>
<p>鉛及び亜鉛を含む煙じん*、**</p>	<p>FLUE DUST, CONTAMINATING LEAD AND ZINC</p>	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>四 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>五 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。</p> <p>六 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>七 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
<p>鉛を含む浸出残渣*、**</p>	<p>LEACH RESIDUE CONTAINING LEAD</p>	<p>一 食料及び腐食性物質（酸に限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。</p>

		<p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>ニ 航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。</p> <p>ホ 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>四 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>五 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう覆うこと。</p> <p>六 積載場所のビルジは定期的には排出すること。</p> <p>七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。</p> <p>八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>九 積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。</p> <p>十 陸揚げ時に水中へこぼれた貨物を回収する措置を講じること。</p> <p>十一 陸揚げ時に船上へこぼれた貨物を清掃すること。</p> <p>十二 陸揚げ後、積載場所のビルジウエル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。</p> <p>十三 陸揚げ後、十分に清掃し、貨物の残渣を洗い流すこと。</p>
銅及び鉛を含むマット**	MATTE CONTAINING COPPER AND LEAD	<p>一 食料と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。</p> <p>三 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>四 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p>